

第三者行為の届出 ～交通事故等で保険証を使う場合には～

○ 交通事故等にあったとき（第三者行為）

国民健康保険の被保険者が、交通事故や暴力行為など、自分以外の第三者（加害者）の行為によるケガの治療に保険証を使う場合、保険者への届出が義務づけられています。

本来、被害者に過失がない限り、加害者が医療費の全額を負担することになりますが、保険証を使うことで一次的に国民健康保険が加害者に代わって立て替えて支払い、後日加害者に請求します。

【注意事項】

- ・ すでに加害者から治療費を受け取っている場合には、国民健康保険を使うことはできません。
- ・ 自転車やバイクの事故も必ず届出をお願いします。
- ・ 自損事故や自殺未遂などは第三者行為ではありませんが、保険給付を受けるためには傷病の届出が必要となります。
- ・ 事故の届出をしないまま国民健康保険を使用して医療機関にかかった場合は、医療費を返還していただくことがあります。

○ 届出の根拠法令

- ・ 国民健康保険法第 64 条
- ・ 国民健康保険法施行規則第 32 条の 6

○ 次の場合は国民健康保険が使いません

- ・ 雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・ 犯罪行為や故意の事故
- ・ 飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故

○ 示談をする前にご相談を

加害者との話し合いにより示談が成立すると、示談の内容が優先されるため、国民健康保険が医療機関に支払った医療費を加害者に請求出来なくなることがあります。

その場合は、被害者へ請求することになりますのでご注意ください。

なお、示談をするときは、事前にご連絡いただくとともに、示談の内容に「国民健康保険からの求償分を加害者が別途支払う」旨の内容を盛り込むようにしてください。

また、示談が成立したときは、速やかに示談書の写しを提出して下さい。

○ 届出必要書類

- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 交通事故証明 原本1通
(事故発生場所の所轄警察署へお問い合わせください。)
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 交通事故証明書入手不能理由書 (事故証明書が取得できない場合に必要)
- ・ 同意書

- * 下記の北海道国民健康保険団体連合会ホームページから各種様式を印刷のうえ届出をお願いします。

<http://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/hotnews/category/52.html>

(住民課 国保医療係)